

ソーシャルメディアポリシー

公益社団法人日本ウエイトリフティング協会（以下「本協会」という）は、以下の方針に則り、運用するソーシャルメディアの利用に関する基本方針を定めるものとする。

定義

第1条 「公式アカウント」とは、本協会が公式に開設し、管理・運用する SNS 等のアカウントのことをいう。

目的

第2条 公式アカウントは、公式ウェブサイトと連携して適切な情報の発信を通じて、ウエイトリフティング競技に対する理解の促進及び競技の普及・発展に寄与することを目的とする。

運用方針

第3条 公式アカウントの利用・情報発信は、関連法令や本協会の関連規程を遵守して行う。

(1)公式アカウントは専ら情報発信を行うものとし、原則として公式アカウントのコメント等に対して、個別に回答や返信はしない。

(2)利用者は、公式アカウントを通じて提供されるすべての情報を個人での閲覧や学習など、関連法令や本協会の関連規程で認められた範囲でのみ利用するものとする。

※SNS のシェア機能を使った拡散は、発信者の意図に沿った範囲であれば問題ない。

禁止事項

第4条 公式アカウントへのユーザーによる投稿内容が以下の禁止事項に該当する行為があった場合、またはそのおそれがある場合、本協会は予告なく投稿を削除、アカウントブロック等の措置を講じる場合がある。また、本協会が以下に該当する行為に対して措置を講じていない場合であっても、当該行為を容認・承認することを意味するものではなく、当該行為に対して本協会は措置を講じないことを表明するものでもない。

- (1) 法令、条例その他の法令に違反する行為
- (2) 誹謗中傷・公序良俗に反するような行為
- (3) 政治的活動、選挙活動および営業活動、宗教活動、またはこれに類似する行為
- (4) 個人情報等を特定、開示、漏洩するなどプライバシーを侵害する行為（メールアドレス、電話番号、住所など）
- (5) 本協会が不適切と判断する外部ウェブサイト、サービス、SNS アカウント等を紹介し、またはその閲覧・利用を勧誘する行為
- (6) 本協会のソーシャルメディアを、情報発信の目的を逸脱し、ファイルのダウンロードや外部サービスへの不適切な誘導など、本来の用途以外で利用する行為
- (7) 本協会のソーシャルメディアを通じて得た情報、画像、動画、文章等を、営利目的で利用、転載、販売等、二次利用する行為

- (8) 本協会、他の利用者、第三者のシステムや機器の正常な機能を妨害するおそれのある、ウイルスその他の有害なプログラム、ファイル等を送信または掲載する行為
- (9) 掲載する正当な権限を有しない情報、画像、映像、文章その他のコンテンツを投稿する行為
- (10) 本協会によるソーシャルメディアの運営、または他の利用者による利用を妨害する行為
- (11) 以上 10 項のほか、本協会が運用上不適切と判断する投稿

免責事項

第 5 条 利用者が本協会の公式アカウントの情報をを用いて行う一切の行為について、本協会は何ら責任を負うものではない。また、情報の正確性および完全性についても保証するものではない。公式アカウントの情報は発信された時点のものであり、予告・通知等を行うことなく、内容を変更・改変・削除する場合がある。

- (1) 公式アカウントの投稿等に関連して生じた利用者間のトラブルや損害、または当該投稿に関連して生じた利用者と第三者のトラブルもしくはその被った損害についても、本協会は一切責任を負わない。
- (2) 本協会は、禁止事項に該当すると判断した投稿または行為について、予告なく当該投稿の削除、アカウントの利用制限その他必要な措置を講じることがある。これにより利用者に生じた損害について、本協会は一切責任を負わない。
- (3) 公式アカウントからリンクまたは参照されている第三者のウェブサイト、サービス等の内容について、本協会は一切の責任を負わない。
- (4) 通信回線やコンピューターの障害、不正アクセスその他やむを得ない事由により、公式アカウントの運営が中断または停止した場合であっても、これにより利用者に生じた損害について、本協会は一切責任を負わない。

著作権・知的財産権に関する注意

第 6 条 本協会の公式アカウントに掲載されるすべての商標、ロゴ、画像、動画等に関する知的財産権は、特段の明示がない限り、本協会または正当な権利者に帰属するものとする。

規程の変更

第 7 条 本規程は、必要に応じて理事会の審議・決議を経て変更することができる。変更後の規程は、本協会の公式ウェブサイト等への掲載その他本協会が適当と認める方法により公表した時点から効力が生じ、以降公式アカウントの利用者は変更後の規程の適用を受けるものとする。

附則

この規程は、令和 8 年 3 月 1 日から施行する。